

事務連絡

令和5年5月1日

保護者各位

福井市 福祉部 子育て支援課

保育園等における新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について

平素より、本市の保育行政及び新型コロナウイルス感染防止に多大なるご協力をいただき、お礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが5月8日から5類感染症に見直されることに伴い、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」が改訂され、感染症による登園のめやすが示される予定です。

つきましては、下記の通り対応いたしますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

新型コロナウイルス感染症の「登園のめやす」について(学校における出席停止期間の基準を参考)

○発症から5日間経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで

※乳幼児については、変更になる場合があります。

マスクの着用や検温・消毒について

○これまで通り、マスクの着用は求めません。基礎疾患がある等の様々な事情により、感染に対する不安があり、マスクの着用を希望するお子様や保護者に対しては、引き続き適切に配慮します。

○入室前の検温、手指消毒は感染状況に応じて必要時行います。

保護者の皆様は、登園前にお子様の検温を行うとともに体調等を確認いただき、体調不良の場合は登園を控える、医療機関を受診するなどのご協力をお願いいたします。

園内での感染対策

○引き続き感染拡大防止に努めます。

○職員、園児のこまめな手洗いのほか、室内の定期的な換気や消毒を行います。

福井市 子育て支援課

電話 20-5270